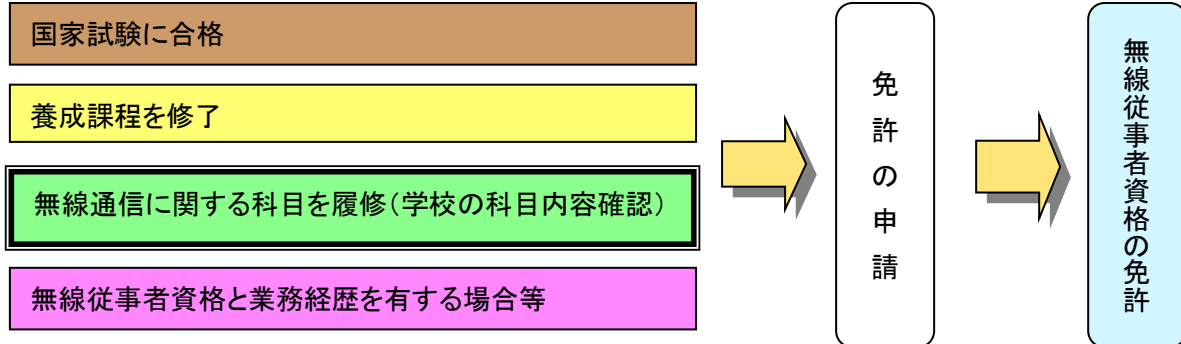


【参考】

1 無線従事者資格の取得方法（電波法第41条）について  
無線従事者資格の取得には次の4つの方法があります。



2 「学校の科目内容の適合確認」とは

平成8年度から学校において『無線通信に関する科目を履修』した卒業生は、一部の資格において免許申請を行うことにより、学校の区分(大学、高等学校などの区分)に応じて無線従事者資格の免許を取得することができることになりました。

この制度の適用を受けるためには、各学校が開設している具体的な科目が電波法令に定める内容に適合していることの確認を受ける必要があります。

大学の卒業生が取得することができる資格としては、履修科目により第一級陸上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士及び第三級海上特殊無線技士があります。

3 資格の内容

第一級陸上特殊無線技士	電気通信事業用、電力、公共機関等に利用されるマイクロ波多重無線設備を含む陸上の無線設備
第三級海上特殊無線技士	沿岸海域で操業する小型漁船、プレジャーボートの船舶局等の無線電話等の無線設備

4 無線従事者免許付与状況

(平成28年度末)

資格別	全国	信越局管内
総合通信士	64,418	592
海上通信士	68,160	1,040
航空	138,312	985
陸上技術士	77,316	1,995
海上特殊	計	783,545
	海特三再掲	134,110
陸上特殊	計	1,947,576
	陸特一再掲	211,578
アマチュア無線技士	3,445,978	153,260
特殊	1,111	33
合計	6,526,416	246,762